

# **柴田町公立保育所のあり方と 民営化の取り組みについて**

**令和6年3月  
柴田町子ども家庭課**

## 目 次

- 1 公立保育所のあり方を検討する目的 P 1**
- 2 子育てに関する総合計画・個別計画等での位置づけ P 1**
  - (1) まちの将来像と基本」本目標
  - (2) 第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画
  - (3) 柴田町公共施設等総合管理計画
- 3 柴田町の保育施設の設置状況と今後の展望 P 2**
  - (1) 町の就学前児童数と今後の見通し
  - (2) 保育施設の設置状況
  - (3) 待機児童解消に向けた町の取組み状況と保育需要等の推移
  - (4) 3公立保育所の運営状況
- 4 公立保育所での取組み状況 P 5**
  - (1) 取組み内容
  - (2) 連携保育施設としての役割
- 5 保育施設が取り組むべき重点的な課題 P 6**
  - (1) 子育て支援の充実
  - (2) 児童虐待の増加や子どもの貧困などの社会的問題への対応
  - (3) 気になる子どもへの対応
  - (4) 高まる保育需要への対応
  - (5) 保育所保育指針を踏まえた保育の具現化
- 6 公立保育所の現状 P 7**
  - (1) 公立保育所の建物の状況
  - (2) 将来的な人口の動き
- 7 公立保育所の民営化 P 8**
  - (1) 民営化の検討
  - (2) 民営化の意義
  - (3) 今後の民営化方針
  - (4) 民営化の進め方
- 8 これからの公立保育所の役割 P 10**
  - (1) 地域における子育て支援拠点としての役割
  - (2) 保育の質を確保する役割
  - (3) セーフティネットとしての公立保育所の運営
- 9 公立保育所の再整備方針 P 11**
  - (1) 公立保育所の再整備 について
  - (2) 公立保育所再整備における具体的な手法
  - (3) 公立保育所の再整備における課題
- 10 公立保育所民営化の進め方 P 12**
  - (1) 「公立保育所の民営化ガイドライン」を策定
  - (2) 移管先事業者の選定について

# 1 公立保育所のあり方を検討する目的

保育所は、児童福祉法第39条の規定に基づく児童福祉施設として、保育を必要とする子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図るとともに、家庭との緊密な連携のもと、子どもの最善の利益を考慮し、養護及び教育を一体的に行っています。

近年、子育て家庭を取り巻く環境には、核家族化の進展やコミュニティ意識の希薄化によって子育てに不安や孤立を感じる保護者が増加し、子どもの貧困問題や障がい児等の配慮を必要とする子どもの増加など様々な課題があり、地域社会全体で解決に取り組む必要があります。

公立保育所のあり方については、令和元年12月に策定した「柴田町公共施設個別施設計画」の各施設取り扱い方針の中に「幼児教育・保育の無償化制度の動向を注視して民間活力を活用する」ことが盛り込まれ、令和2年3月に策定した「第2期子ども子育て支援事業計画」には「民営化について検討すること」が盛り込まれており、あらためて公立保育所の役割を確認しながら、今後の姿を形づける必要があります。

町は、公立保育所3か所の運営に加え、高まる保育需要に迅速に対応するため、認可保育所や小規模保育事業所等の民間保育施設の整備に努めてまいりました。しかし、公立保育所3か所のうち2か所が築40年以上を経過し、建物の老朽化が進行しており、保育環境を維持するために再整備を進める必要があります。住民の理解を得ながら計画的に取り組むこととなりますが、保育環境の再整備においては民間活力の新たな参入も踏まえた、公立保育所の民営化について検討してまいります。

未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるために、公立保育所がどのような役割を果たすべきか、あり方を検討するものです。

## 2 子育てに関する総合計画・個別計画での位置づけ

### (1) まちの将来像と基本目標

第6次柴田町総合計画後期基本計画には、住民の皆さんが誇りと愛着が持てる未来像を描き、一人一人の個性や能力を発揮し、互いに協力しながら、ともにまちづくりを進めていきたいという思いから、新たなまちづくりの将来像を「笑顔があふれ 誇りと愛着を育む 花のまち」とし、具現化するために5つの重点目標が設定されています。その1つに「子ども子育てケアネット構築プロジェクト」を掲げています。さらに、基本目標に「まちづくりを担う人材の育成と子どもたちの成長支援」を掲げ、子育て家庭が、安心して子どもを産み育て、就学後は子どもたちが安心して学び、健やかに成長できる切れ目のない支援によって、子育て世代や子どもたちをやさしく支え、併せて、女性が活躍できる地域づくりに取り組むこととしています。

具体的に取り組む施策・事業の一つとして「保育所の民営化の実施」を掲げています。

### (2) 第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画

町では、すべての子どもたちが心身ともに健やかに育ち、夢と希望をもって成長することができる地域社会の実現に向けて、子どもたちに関わる関係者が一体となって子どもと子育て家庭を支援するため「第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定しています。

「みんなで育てようきらりと光るしばたの子」を基本理念とし、子ども・子育て支援の質・量の充実、安心して子どもを産み育てることができる環境、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて様々な事業に取り組みます。

計画には、多様な子育て支援サービスの充実を図るものとして、公立保育所の民営化について検討することとしております。

### (3) 柴田町公共施設等総合管理計画

町が保有、管理する公共施設等について、全体を把握するとともに公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点をもって公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、平成29年3月に柴田町公共施設等総合管理計画を策定しました。その後、令和元年12月に柴田町公共施設個別施設計画を策定、各施設の取り扱い方針として保育所の「民営化」について記載しています。

## 3 柴田町の保育施設の設置状況と今後の展望

### (1) 町の就学前児童数と今後の見通し

平成27年度から令和5年度は、各年度の4月1日時点の住民基本台帳人口を用います。令和6年度は、近年の人口動向が今後も続くことを前提に変化率によって求めた推計の児童数となります。児童数の減少傾向がみられます。

#### ■ 就学前児童数の推移 (0～5歳)

(単位：人)

	実績値										推計値
	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	
0歳児	266	288	246	267	246	205	219	227	184	220	
1歳児	295	292	294	252	259	260	216	229	229	185	
2歳児	286	305	282	303	256	253	261	224	226	226	
3歳児	312	268	301	280	294	252	254	275	209	210	
4歳児	316	307	275	291	277	292	262	257	271	206	
5歳児	337	310	306	280	287	265	290	264	257	272	
計	1,812	1,770	1,704	1,673	1,619	1,527	1,502	1,476	1,376	1,319	

注：実績は住民基本台帳（4月1日現在）

### (2) 保育施設の設置状況

令和5年4月1日時点で、認可保育所は、公立保育所が3カ所、私立保育所が2カ所となっています。また、平成27年度から制度化された小規模保育事業所は、8カ所となります。

### ■ 保育施設種別ごとの設置状況（令和5年4月1日時点）

施設種別		設置数（カ所）	定員（人）
公立保育所		3	420
民間事業者	私立保育所	2	110
	小規模保育事業所	8	106
合計		13	636

### （3）待機児童解消に向けた町の取組み状況と保育需要等の推移

#### ①待機児童解消に向けた町の取組み状況

町では、高まる保育需要に対応するため、民間保育施設の誘導により、保育の量を拡大してきました。

平成27年度に小規模保育所3カ所（定員41人）から始まり、その後、認可保育所の参入もあり令和4年度までに合わせて216人の受入れ枠の整備・拡大を図ってまいりました。内訳は、認可保育所2カ所、小規模保育事業所8カ所となっています。

#### ■ 直近6年間の受入れ枠の整備状況（各年4月1日時点、定員ベース） (人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
確保数（定員）	461	466	466	483	514	564	576	576	636
必要数	485	490	510	512	563	588	599	592	646
待機児童	24	24	44	29	49	24	23	16	10
受入整備(年度)	5	0	17	31	50	12	0	60	-

※町内の認可保育所の確保状況を基準にしています。

#### ②町の就学前人口に占める保育需要の割合と保育所申込数及び待機児童数の推移

令和4年度の町の保育需要率は、就学前児童総数1,476人に対して、認可保育所等受入数町内576人、待機児童16人となっているため、保育需要は592人で40.1%、平成27年度の26.6%と比べると、この5年間で13.5ポイント上昇しています。

さらに、令和元年10月から始まった「幼児教育・保育の無償化」によって、新たな保育需要の掘り起こしに繋がり、待機児童を解消するため、民間保育施設整備の誘導や定員の見直しなどにより保育の量を拡大に努めていますが、令和4年度においても待機児童は解消できていない現状となっています。

#### ■ 町の就学前人口に占める保育需要の割合 (人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
就学前児童数	1,812	1,770	1,704	1,673	1,619	1,527	1,502	1,476	1,376
保育所申込数	482	486	522	528	595	625	675	670	649
保育需要の割合	26.6%	27.5%	30.6%	31.6%	36.6%	39.2%	44.9%	45.4%	47.2%
待機児童	24	24	44	29	49	24	23	16	10

国が令和2年12月に発表した「新子育て安心プラン」では、待機児童の解消と女性の就業率の上昇に対応するため、令和3年度から令和6年度末までの4年間で14万人分の保育の受け皿を整備するとしています。女性就業率の令和7年度の政府目標は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において82%に設定されています。

国が少子化対策や女性の活躍推進の政策を進めることにより、町の保育需要の伸びは続くものと予測されることから、待機児童解消に向けた保育の量の拡大を継続していく必要があります。

#### (4) 3 公立保育所の運営状況

##### ①公立保育所の設置状況

町は、船岡、槻木、西船迫の3カ所の保育所を運営しています。合計定員420人に対して、基準の範囲内ではあるものの、定員を超える424人（令和4年4月1日現在）を受け入れており、入所率は101.0%となります。

##### ■町の保育所の入所状況（各年4/1現在）

(人)

	定員	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
船岡	160	170 106.3%	175 109.4%	177 110.6%	167 104.4%	180 112.5%	184 115.0%	185 115.6%	183 114.4%
槻木	130	116 89.2%	119 91.5%	125 96.2%	121 93.1%	126 96.9%	128 98.5%	116 89.2%	121 93.1%
西船迫	130	106 81.5%	107 82.3%	120 92.3%	110 84.6%	122 93.8%	122 93.8%	126 96.9%	120 92.3%
合計	420	392 93.3%	401 95.5%	422 100.5%	398 94.8%	428 101.9%	434 103.3%	427 101.7%	424 101.0%

##### ②公立保育所の課題

船岡保育所は1951年（昭26）に設置され、1973年（昭48）再整備、2007年（平19）に再々整備、槻木保育所は1951年（昭26）に設置され、1978年（昭53）に再整備、西船迫保育所は1983年（昭58）設置と保育ニーズの高まりに合わせ、また、施設の老朽化に対応するように整備してきました。槻木保育所は再整備後45年、西船迫保育所は再整備後40年が経過していることから、施設の老朽化が課題となっています。

##### ■町の保育所の運営経費（各年4/1現在）

(円及び人)

	歳入	歳出	歳出の内人件費	正職員数	臨時職員
H27	115,880,000	418,523,201	299,816,018	55	59
H28	122,000,406	411,416,345	283,994,869	54	63
H29	123,638,422	404,276,588	290,163,222	56	57
H30	127,135,790	406,767,464	287,449,230	54	58
R1	134,757,970	418,504,644	284,660,109	55	67
R2	70,077,970	445,079,112	381,047,382	50	67
R3	74,001,090	447,519,567	381,652,628	49	73
R4	74,349,130	481,913,553	405,778,923	46	88

**(参考) 町内の幼児教育施設の状況 (令和5年4月1日時点)**

施設種別		設置数	定員(人)	入園児童数	備考
幼稚園	公立幼稚園	1	30	9	令和5年度末閉園予定
	私立幼稚園	4	520	335	町内に住所を有する子ども

※子ども家庭課調べ

## 4 公立保育所での取組み状況

### (1) 取組み内容

公立保育所では、通常の保育時間における保育の提供のほかに、「第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画」に地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる様々な事業を実施しています。

#### ■「子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられている事業

事業	事業内容・取り組み	実施状況 (R3 年度末)
1 通常保育事業	保護者の仕事や病気などにより、家庭において児童を保育できないと認められる場合に、保護者に代わり保育を行うために保育所を運営しています。乳児保育・障がい児保育を3保育所で実施しており、今後、サービスの更なる充実を図るため、私立保育所の開設、公立保育所の民営化を検討します。	登録児童数 船岡 183人 槻木 119人 西船迫 125人
2 幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料を無償とします。	3~5歳児及び住民税非課税世帯の0~2歳児 3保育所合計 対象 約311人
3 延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。	3保育所合計 登録人数 50人
4 ゆとりの育児支援事業 (一時預かり事業)	保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により、緊急一時的に家庭保育が困難となる場合や育児疲れのリフレッシュのため、就学前児童に対して保育を行います。	3保育所合計 特定(週3日程度利用) 登録人数 23人 一時(緊急一時利用) 登録人数 38人

### (2) 連携保育施設としての役割

小規模保育事業者による保育の提供終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)」(以下「設備運営基準」という。)において、①保育内容への支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿の役割等を担う「連携施設」を確保することが求められています。

町内には、小規模保育事業所8ヵ所が運営されていますが、令和5年度以降は、公立保育所3ヵ所、認可保育所2ヵ所が「連携施設」として対応することになります。年数回、双方が一堂に会する情報交換や意見交換の場を設けます。

## 5 保育施設が取り組むべき重点的な課題

### (1) 子育て支援の充実

核家族化の進展、共働き世帯の増加や働き方の変化などにより、子育て経験の継承や子育てを支える環境の維持及び向上が難しくなっています。

子育てに対する孤立感や負担感を軽減し、安心して子育てができる環境を整えることは、町としての重要な役割です。在宅子育て家庭の育児力を含めた地域の子育て力を向上させるため、公立保育所として、既存の子育て支援をさらに充実させるとともに、民間保育施設との連携を強化することにより支援の普及を図り、地域全体での子育て支援を充実させていく必要があります。

### (2) 児童虐待の増加や子どもの貧困などの社会的問題への対応

要保護児童対策地域協議会への児童虐待に関する相談人数は、令和4年度43人、前年31人、前々年22人から増加傾向にあります。

児童虐待対応においては、発生予防・早期発見・早期対応が重要であることから、公立保育所としての対応力を高め、関係部署・関係機関との連携を強化していく必要があります。

また、子どもの貧困については、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、幼児期から望ましい生活習慣を習得するため、令和5年3月に「第2期柴田町子どもの未来応援プラン」を策定しましたので、取組みを進めてまいります。

### (3) 気になる子どもへの対応

公立保育所における気になる子どもへの対応として、児童の特徴を理解し、児童に対し保育士がどのように接すればいいのか、臨床心理士などが所属する専門性の高い機関へ委託し、保育士の療育支援スキルを高めるために指導を受けられるようにしています。

関係機関と連携しながら、保育士の専門性を高める仕組みを構築し、民間保育施設へ普及させるとともに、気になる子どもが生活しやすい施設整備など、安全に要支援児保育を行うための体制づくりが求められています。

### (4) 高まる保育需要への対応

保育需要は大きな伸びを見せており、全国的に民間活力を活用した地域の保育を支えていく取組みが進められています。近年は、小規模保育をはじめとする多様な保育形態が創設され、運営事業者の裾野も幅広いものとなっています。

今後も、高まる保育需要に迅速に対応していくために、国の「保育所等整備交付金」を活用した施設整備が可能な民間保育事業所や既存の幼稚園に保育機能を加えた「認定こども園」などへの移行も誘導するなど、多様な保育施設を整備していく必要があります。

一方で、保育の量の拡大を進めていく中であっても、町としては、保育水準を具体的に示しながら、公立保育所において実践することにより、地域全体の保育施設の「保育の質」の維持・向上や、一時保育などのサービスを充実させる必要があります。

### (5) 保育所保育指針を踏まえた保育の具現化

平成30年に保育所保育指針が10年ぶりに改正されました。ポイントとして、0歳～3歳未満児の保育が具体的に明記されたこと、保育園を教育施設として位置づけられたこと、子どもの健康と安全への配慮、子育て支援の重要性、職員の資質の向上などがあります。

また、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」の10の項目が明記されています。

このような保育所保育指針の趣旨を踏まえ、公立保育所は、子どもたちの健やかな育ちを支え、町内すべての保育施設へ波及させていく取組みが必要であると考えています。

## 6 公立保育所の現状

### (1) 公立保育所の建物の状況

公立保育所の課題として、公立保育所3カ所のうち槻木保育所が築45年、西船迫保育所が築40年となります。全体的に建物の老朽化が進んでおり、計画的な施設の再整備を進めていく必要があります。

一方で、町の財政は社会保障関連経費や老朽化した公共施設の更新経費などの増大が見込まれており、今後、大きな財政負担が予測される中で公共施設の更新は、公立保育所の更新にとどまらず、町全体の課題となっています。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために定めた「公共施設等総合管理計画」では、保有している建築物について、総量の適正化を図るとともに、大規模改修・建て替え等の時期や、財政状況を鑑みた優先順位の検討、併せて、施設の統廃合や用途転用、複合化、集約化などを検討するとしています。

このような中でも、着実に保育体制と保育環境を維持するために、改修等を行うことはもとより、民間活力を活用する「公立保育所の民営化」による施設の再整備を進めていく必要があると考えています。

#### ■ 公立保育所の建築年と整備状況

	整備状況（履歴）		
船岡保育所	昭和26年8月1日設置 (定員120人)	昭和48年4月1日再整備 (定員180人)	平成19年4月1日再々整備 (定員160人)
槻木保育所	昭和26年12月25日設置	昭和53年4月1日再整備 (定員130人)	
西船迫保育所	昭和58年4月1日設置 (定員130人)		

保育所を整備する場合の国の支援制度は、公立保育所の場合は、一般財源化されたことに伴い、建て替えの経費の一部が地方交付税として措置される制度があります。民間事業者が私立保育所として整備する場合は、国の直接の補助制度が適用されます。

民間力を活用する「公立保育所の民営化」を検討することにより、国からの補助金と設置主体者の自己負担分を含め、町としては財政負担が軽減されることとなります。

国の「就学前教育・保育施設整備交付金事業」は、保育所や認定こども園を整備することができ、法定負担区分は、国1/2、町1/4、民間事業者1/4となっています。

※令和5年度より、保育所等整備交付金（厚労省）と認定こども園施設整備交付金の幼稚園機能部分（文科省）が、新交付金「就学前幼児教育・保育施設整備交付金事業」（子ども家庭庁）に一元化されています。

## （2）将来的な人口の動き

「第2期柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、長期的な人口推計を行っています。平成17年（2005年）をピークに減少し始め、令和12年（2030年）には36,143人、令和22年度（2040年）には34,009人、令和42年（2060年）には30,083人になると予測されています。

「第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画」では、最近の就学前人口の減少傾向を踏まえ、平成27年から31年度の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を用いて、年齢ごとの変化率に基づき令和6年度まで推計していましたが、減少幅が予想を上回っている状況となっています。

少子高齢化・人口減少社会の影響を受け、人口規模の縮小に伴い、就学前人口（0～5歳）も縮小すると予測され、慎重に保育需要を推計する必要があります。

公立保育所の改築や長寿命化のための改修、民営化による保育環境の再整備は、整備後、施設が長期に使用されるものであることを踏まえ、待機児童の状況、将来的な保育需要の動向、合わせて幼稚園等の未就学児を対象とする施設の動向も確認し、広く推計する必要があります。

# 7 公立保育所の民営化

## （1）民営化の検討

全国では、平成16年の「三位一体改革」を機に「民間にできることは民間に」と私立保育所に対する補助制度は維持されましたが、公立保育所に対する国の補助制度が見直され、直接受けられていた施設整備費や運営費に対する国の補助金から、地方交付税の積算基礎に組み入れられる方式に変更されたこともあり、全国的に公立保育所から民営化への流れが加速しました。

町は、児童福祉法第24条第1項に規定されている「保育を必要とする場合、保育所において保育しなければならない」を受けて町の責務として保育事業を行ってまいりました。しかし、平成27年度以降、保育所利用待機児童を解消するため、民間事業者に協力いただき、小規模保育事業所や私立保育所などの設置を推進し、保育体制の充実に努めてきており、現在は、民間と公立が連携して保育の需要に応える状況となっています。

「民営化の検討」の大きな要因は、公立保育所3カ所のうち、槻木保育所と西船迫保育所が整備後40年以上を経過しており、再整備が必要な時期になっていることにあります。公立保育所を再整備する際に、民間事業者の協力による民営化を進め、国の施設整備補助金を直接活用できる「民設民営」について検討してまいります。

## ■全国の保育所等数調べ（厚生労働省）

		公立		私立		合計
平成12年 (2000年)	施設数	12,723園	57%	9,472園	43%	22,195園
	児童数	1,092,911人	57%	830,246人	43%	1,923,157人
平成28年 (2016年)	施設数	9,638園	36%	16,857園	64%	26,225園
	児童数	917,246人	36%	1,600,889人	64%	2,518,135人
令和2年 (2020年)	施設数	8,571園	29%	20,829園	71%	29,400園
	児童数	867,410人	31%	1,931,478人	69%	2,798,888人

令和元年10月1日から始まった「幼児教育・保育の無償化制度」により、保育所運営にかかる費用の負担区分が変わりました。公立保育所は、これまで利用保護者から負担いただいていた「教育・保育利用者負担金」が無償化によって町に入らなくなり、その分は地方消費税で補われ、さらに不足する分は、地方交付税の基礎数値に組み入れる方式になります。私立保育所については、これまで利用保護者が負担していた「教育・保育利用者負担金」分を国1/2、県1/4、町1/4と目に見える形で補うことになります。

明確で解りやすい負担区分も「民営化の検討」の材料と考えています。

### （２）民営化の意義

次に掲げる民営化の意義のもとに、保育サービスの更なる向上を図ります。

- ① 民間活力を生かした施設の建替えと独自のノウハウによる保育運営により、快適でより良い保育環境を確保することができる。
- ② 待機児童の状況に応じた定員の設定や整備が迅速にでき、保育需要に対して柔軟に対応できる。
- ③ 地域の実情に応じたニーズに即応し、多様な保育サービスの拡充を図ることができる。
- ④ 私立保育所への移行による建設費及び運営費等、町の財政負担の軽減を図りながら保育施策を推進できる。

### （３）今後の民営化方針

槻木保育所並びに西船迫保育所は、老朽化等により改修等が必要となる際には、原則、民営化による再整備を検討します。

検討時には、地域における保育施設の配置状況、施設の複合化や集約化などを総合的に勘案して判断することとします。

代替地の状況などを踏まえ、実施時期を決定し、整備手法やスケジュール等を対象となる保育所の保護者並びに地域住民に丁寧にお知らせするとともに状況を説明し、理解をいただく機会を設けながら、慎重に進めてまいります。

#### (4) 民営化の進め方

公立保育所の民営化を進めるにあたっては、児童福祉を増進するという観点を踏まえて、保育サービスに必要な量を確保するための基盤整備を進めるとともに、保育サービスの質を確保するための指導検査を定期的かつ計画的に実施するなど、町としての役割を十分に果たしながら、次の点に留意して進めるものとします。

- ① 運営主体の選定にあたっては、地域の保育ニーズを反映して保育サービスの向上を確実に期待できる事業者を選定します。
- ② 民営化該当保育所の発表から移行までの期間については、保護者への情報提供と意見を聴きながら、信頼関係の下に進めます。
- ③ 移管先事業者の準備に要する期間を十分に確保しながら、保育運営に支障のないよう移行します。
- ④ 既に入所している児童に配慮し、保育内容・行事などの保育環境について、基本的に急激な変更を行わないよう配慮します。
- ⑤ 民営化後も保護者・事業者・町の三者で協議する場を必要に応じて設置し、また、事業者への指導検査を定期的かつ計画的に実施し、運営に対する指導・助言を行っていきます。

## 8 これからの公立保育所の役割

### (1) 地域における子育て支援拠点としての役割

地域の子育て支援拠点として、子育て家庭への支援を図るため、これまでに蓄積された公立保育の知識、経験、技術を生かし、保育や子どもに関する身近な相談の場、子育て親子の交流の機会を提供してまいります。

また、地域に開かれた身近な保育施設として、次世代育成支援や世代間交流の観点から、小中学生の体験学習や実習生の受け入れ、高齢者との交流などに取り組み、課題解決のために様々な団体や機関と連携する役割を担ってまいります。

### (2) 保育の質を確保する役割

公立保育所、民間事業者が運営する保育関係施設間の連携を強化し、スキル、知識、経験を共有することで保育の質を向上させるとともに、全体の保育の質を向上させる役割を担ってまいります。

### (3) セーフティネットとしての公立保育所の運営

公立保育所は、特別な支援を要する子どもの保育が必要になったときや、人口減少、少子化など急激な保育環境の変化への対応など、セーフティネットとしての役割や保育の需給バランスの調整役などを果たします。

船岡保育所については、公立保育所としてセーフティネットとしての役割を維持する施設として、今後も町が運営を継続したいと考えています。

## 9 公立保育所の再整備方針

### (1) 公立保育所の再整備 について

通常、公立保育所の再整備の方法として、「民設民営化」「改築・長寿命化改修」「統合または閉所」などが考えられますが、基本的には民設民営化を優先して検討を進めることとなります。各公立保育所において個別に施設の老朽化の状況、敷地や近隣の代替地の確保状況、町全体の保育需要と周辺の保育施設の状況などを確認し、総合的に判断します。

公立保育所の再整備は、保育環境に大きな変化をもたらすこととなりますので、児童への影響や保護者の不安に十分に配慮する必要があります。

在園児童の保護者や地域住民の理解を得るために、民営化の手続き等に関する「公立保育所の民営化ガイドライン」（以下「民営化ガイドライン」という。）を策定し公表することとなります。

行っている保育を維持しながら、新しい保育所を整備します。完成後に間を開けずに保育を継続できるよう移管する方法による整備を状況に合わせて考えることとなります。

### (2) 公立保育所の再整備における課題

#### ① 民営化移行後の地域貢献

公立保育所の民営化後は、同じ地域で移管先事業者が保育所を運営していくこととなります。民営化後の保育所においても、引き続き、公立保育所と同様に、地域貢献に積極的に取り組み、地域住民に受け入れられる保育所となることが望まれます。移管先事業者の公募の際に、子育て支援事業など、地域との連携事業などの提案を積極的に求めていきます。

#### ② 保育水準の維持

公立保育所の民営化を進める場合、町の保育水準の維持・向上は必須の条件であり、円滑な移管と民営化後の保育の質の確保に十分に留意する必要があります。

移管先事業者の選定は「民営化ガイドライン」（今後整備予定）で示す移管先事業者の選定手続きに基づき、公立保育所の運営水準を満たし、保育の質を維持、向上できる事業者を選定することとなります。このことから、移管先事業者の公募要領に関しては、保護者とともに、検討を行い、提案書の審査、事業者プレゼンテーション、事業者が運営する保育施設の現地確認、事業者の財務診断など、総合的な判断のもと、選定を行います。

また、移管先事業者の選定後も、合同保育を含めた引継ぎを十分に行い、円滑な移管ができるよう、配慮していきます。

移管後も、保育の質を維持するため、民営化後 2 年間を目途に運営する三者協議会において、保護者の意見を聴取した上で、改善等の必要が生じた場合には、適宜、適切な対応を行っていくほか、指導検査や巡回支援指導を通じて、保育の状況、運営内容等を確認し、課題に対応していきます。

## 10 公立保育所の民営化の進め方

### (1) 「公立保育所の民営化ガイドライン」策定

民営化対象公立保育所の公表から、移管先事業者の募集・選定、三者協議会（保護者・事業者・町）の運営、事業者への引継ぎ方法等の一連のプロセスを明らかにするものです。

- ① 民営化対象保育所の発表から移行までは準備期間を設け、保護者への情報提供と協議を行いながら、信頼関係のもとに進めていきます。
- ② 既に入所している児童の保育環境（保育内容・行事など）に配慮し、基本的に急激な変更を行わないよう進めていきます。
- ③ 運営主体の選定にあたっては、地域の保育ニーズを反映して保育サービスの向上を確実に期待できる事業者を選定します。
- ④ 移管先事業者の準備に要する期間を十分に確保しながら、保育運営に支障がないよう配慮し移行します。
- ⑤ 民営化後も保護者・事業者・町の三者で協議する場を設置し、また、移管事業者への指導検査を定期的かつ計画的に実施し、運営に対する指導・助言を行っていきます。

#### ※民営化対象公立保育所・スケジュールの公表

保護者への周知を徹底するため民営化準備に着手する保育所（民営化対象所）について、混乱が生じないように基本的なスケジュールも含め、早めにまとめて公表します。

#### 【民営化の基本的なスケジュール】

民営化4年前	・民営化対象所の個別計画を公表 ・保護者説明会 ・地区住民説明会 ・保護者アンケートの実施 ・事業者選定委員会設置 ・事業者公募条件の調整・確定	
民営化3年前	・事業者公募 ・事業者選定・公表	・基本設計
民営化2年前	・三者協議会	・補助事業協議（随時）
民営化1年前	・三者協議会 ・引継ぎ開始 ・合同保育（12月から3月・旧施設）	・内示（4月） ・実施設計・着工 ・新所舎整備（3月）
民営化実施年	・民営化スタート（4月） ・三者協議会（翌年度まで実施）	

(注1) 三者協議会・・・保護者、事業者、町の三者で、私立保育所移管に当たって、事業者の提案内容、課題等について協議します。

(注2) 合同保育・・・移管直前の12月から3月にかけて、町と移管先事業者の職員が合同で保育を実施し、引継ぎを行います。

## (2) 移管先事業者の選定について

移管先事業者の選定は、「公募型プロポーザル」（事業提案方式）という方式で行います。選定基準の検討、審査等のために移管先事業者選定委員会を設置します。

①設置・運営事業者公募要領の作成	・設置・運営事業者公募要領を作成します。 (事前に民営化後の所の延長保育や行事計画などについて、対象所の保護者にアンケート等を実施し、結果を公募要領に反映させます。)
②事業者募集	・公募要領を公開し、移管先事業者を募集します。 ・移管先事業者選定委員会が事業者の提案書やプレゼンテーションの審査を行います。
③審査	・書類審査（1次審査）とプレゼンテーション（2次審査）により、事業者の審査を行います。
④移管先事業者の決定	・1次審査と2次審査を経て、最も高得点だった事業者を移管先事業者として決定します。

### ※選定の基準

移管先事業者の保育運営内容に関して、プロポーザルにおける提案書を中心に審査を行うとともに、財務診断において事業者の継続性や安定性などを確認します。

また、事業者が運営する保育所の現地確認を行い、事業者プレゼンテーションを実施のうえ、総合的な判断のもと、事業者を選定します。

### 【事業者選定にあたっての主な提案項目】

①	建物のコンセプト
②	保育理念・運営方針
③	保育過程・指導計画
④	職員配置・育成
⑤	給食
⑥	健康支援
⑦	事故防止・危機管理
⑧	保護者との連携
⑨	地域との連携
⑩	引継ぎなど